

自動車使用管理計画書の提出案内
～電子申請・届出システムを利用できない場合～

下記の①から④に従い計画書を作成し、提出してください。

事務の概要

① 様式・記入要領をダウンロードする

- 1 下記のアドレスにアクセスし、「自動車NOx・PM法関係資料(自動車使用管理計画書等様式)」を表示させてください。
- 2 「4 【様式】自動車使用管理計画書」のエクセルファイル4つ(様式第1(第1条関係)、別紙1、別紙2、別紙3)及び「2 記入要領」の記入要領(令和7年度)PDFファイルをダウンロードしてください。

〈HPアドレス〉

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/youshikinnoxpm.html>

※インターネット等の使用が不可能な事業者様の場合

宛先を記入した返信用封筒(切手180円分を貼付)と「自動車使用管理計画書の様式希望」の旨を記したメモを同封し、裏面の窓口あて郵送してください。様式及び記入要領をお送りします。

② 必要事項を記入する

記入要領に従い作成してください。

③ 記入内容を確認する

下記の点については必ずチェックしてください。

チェック箇所	主なチェック事項
様式第1(表紙)	【新たに特定事業者該当することとなった場合】 記載漏れはないか。 【継続して特定事業者である場合】 昨年度(2023年度実績時)と変更はないか。 ※社名、所在地や主たる事業場の名称、所在地に変更がある場合、「住所等変更届出書」の提出が必要となります。 ※産業分類については、過去との整合性を図るため、前回の計画書・報告書提出時と同じ番号・業種を記載してください。
別紙1「合計台数」	別紙1「合計台数」＝別紙2「計画書提出時台数」
別紙2「年度末」	「計画書提出時」＋「2024年度増加台数」－「2024年度減少台数」＋ 「2025年度増加台数」－「2025年度減少台数」＋「2026年度増加台数」 －「2026年度減少台数」＝「年度末台数」

④ 原則として郵送により提出する

計画書2部、返信用封筒(切手貼付のこと)を同封してください。

▼▼実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

実績報告書及び計画書の提出先は、愛知県内の主たる事業所のある市町村により異なります。下記を参照してください。

なお、計画書提出後、転居等により住所等変更届を提出し、提出先の機関から所管が変更された連絡があった場合、または、新たに特定事業者該当することとなった場合は、主たる事業所の所在地を所管する機関が提出先となります。

愛知県内の主たる事業所の所在地 (本社が県内にある場合は本社の所在地)	提出窓口・お問い合わせ先		
	機関名 電子メールアドレス	所在地	電話番号
名古屋市	環境局 水大気環境課 mizutaiki@pref.aichi.lg.jp	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6215 (ダイヤル)
豊橋市、豊川市、蒲郡市	東三河総局 県民環境部 環境保全課 higashimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-35-6112 (ダイヤル)
一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市(旧祖父江町を除く)、 岩倉市、清須市、北名古屋市、 豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民 事務所 環境保全課 owari@ pref.aichi.lg.jp	環境保全 第一グループ 〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 (ダイヤル) 052-961-7255 (ダイヤル)
瀬戸市、春日井市、小牧市、 尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町		環境保全 第二グループ	
津島市、 愛西市(旧立田村及び旧八開村を除く)、 弥富市、あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	海部県民事務所 環境保全課 ama@pref.aichi.lg.jp	〒496-8531 津島市西柳原町 1-1-4	0567-24-2131 (ダイヤル)
半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、武豊町	知多県民事務所 環境保全課 chita@pref.aichi.lg.jp	〒475-8501 半田市出口町 1-3-6	0569-21-8111 (代)
岡崎市、 西尾市(旧吉良町、旧一色町、旧幡豆町を除く)、 幸田町	西三河 県民事務所 環境保全課 nishimikawa@ pref.aichi.lg.jp	環境保全 第一グループ 〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875 (ダイヤル) 0564-27-2876 (ダイヤル)
碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市		環境保全 第二グループ	
豊田市、みよし市	西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課 nishimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒471-8503 豊田市元城町 4-4-5	0565-32-7494 (ダイヤル)

(所管市町村は、自動車NOx・PM法の対策地域に指定されている市町村ですが、稲沢市のうち旧祖父江町、愛西市のうち旧立田村及び旧八開村、岡崎市のうち旧額田町、西尾市のうち旧一色町、吉良町及び幡豆町、豊田市のうち旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村及び稲武町、豊川市のうち旧一宮町については、合併後も対策地域には該当しません。)